

令和6年度第2回愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 議事録

日時

令和6年10月3日（木）9:58～12:12

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
（松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎7階）

出席者

公益代表委員

井上部会長、宮谷部会長代理、園田委員

労働者代表委員

竹本委員、濱田委員、渡部委員

使用者代表委員

小池委員、西谷委員、山田委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 資料説明
- 3 金額審議
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、井上部会長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

井上部会長

部会長の井上です。これからの円滑な審議につき、各委員の皆様のお協力をよろしくお願い申し上げます。

ただ今から、第2回愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会を開

催いたします。

本日は金額審議を行いますので、第1回合同専門部会で決定しましたように、会議は非公開とします。

最初に、議事に入る前に、公益委員からお願いがございます。

第1回合同専門部会で本審の会長からありました、確認事項について申し上げます。

特定最賃の審議におきましては、労使のイニシアティブにより、全会一致による結論が得られますよう、御協力をお願いします。

これから行っていただく審議は、「改正の必要性有り」との本審の答申を前提とした審議となり、現行の金額から1円以上引き上げること、かつ地域別最低賃金額を1円以上、上回る必要があります。このため、現行の特定最賃額の引上げの金額に関する意見・考え方に重点を置いていただければと思います。

それから、愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率が、そのまま影響するものでないということにも御留意願います。

各産業における実態がわかるような具体的な資料がありましたら、これをお示しいただきながら、金額を提示いただきたいと思います。

労使の御主張につきましては、聞き間違いや記録誤りを防ぐため、意見・考え方について、主要な部分だけでも結構ですので、関連資料と併せ、公益委員と事務局への書面での御提出をいただくことに、御協力をお願いします。

それでは、議事項番2「資料説明」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

1ページの資料 1を御覧ください。愛媛県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会委員名簿になります。今後は当専門部会のことを造船業と省略して説明させていただきます。

3ページの資料 2を御覧下さい。愛媛県造船業最低賃金の年次別推移表となっております。

造船業の最低賃金は、昨年度30円の引上げで、現在1,015円となっており、一覧表には、時間額、引上額、引上率に加え、未満率と影響率を示しております。

4ページは、未満率と影響率をイメージ図で表したものです。未満率は、造船業の最低賃金でいえば、現行の1,015円を下回る労働者の割合のことで、影響率は、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合であるということを図で示しています。

5ページは、時間額と引上率の推移に関するグラフとなっております。

折れ線グラフは最低賃金額の推移で、赤で表示しておりますのが造船業の最低賃金で、青で表示しておりますのが地域別最低賃金になります。

棒グラフは左側の濃い水色で示したものが造船業の最低賃金の引上げ率で、右側の水色で示したものが地域別最低賃金の引上げ率になります。

7ページの資料 3を御覧ください。こちらは、愛媛県造船業最低賃金の適用範囲を

示したものになります。適用する使用者、適用する労働者などを示しております。

9 ページの資料 4 を御覧ください。令和 6 年度最低賃金基礎調査結果となっております。

毎年 6 月に実施しております愛媛県最低賃金及び各特定最低賃金の改正決定の審議に必要な調査結果を取りまとめたものでございます。

造船業については、2 調査対象産業・事業所の表に示しておりますとおり、事業所規模 100 人未満の事業所を対象に調査しております。

11 ページを御覧ください。

(1)特性値の推移について、過去 5 年間の調査結果を示しております。

表の左に「中位数」、「第 1・4 分位数」、「第 1・10 分位数」、「第 1・20 分位数」という項目があります。「中位数」は、各労働者を賃金額の順に並べ、低い方から数えてちょうど真ん中にあたる労働者の賃金額を表しております。

同様に「第 1・4 分位数」は低い方から 25%に位置する賃金額で、25%値とも言います。「第 1・10 分位数」は低い方から 10%に位置する賃金額で、10%値とも言います。同様に「第 1・20 分位数」は低い方から 5%に位置する賃金額で、5%値とも言います。

各特性値の推移をグラフに表しております。本年は「中位数」、「第 1・4 分位数」は下降気味で、「第 1・10 分位数」、「第 1・20 分位数」では、上昇しています。

(2)は、第 1・20 分位数と最低賃金額との差を示した表です。

(3)は、未満率と影響率を示した表になります。

(4)は、改正された特定最低賃金と地域別最低賃金の比率を示した表で、この比率のことは「優位率」とも言われております。

12 ページを御覧ください。こちらは、造船業の総括表となっております。

「中位数」、「第 1・4 分位数」、「第 1・10 分位数」、「第 1・20 分位数」の位置に色付けをして示しております。

12 ページから 16 ページの総括表の(1)は男女別と規模別を示しております。17 ページから 21 ページの総括表の(2)は年齢別の区分で取りまとめています。こちらも特性値を色付けして示しております。

22 ページを御覧ください。造船業の「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」になります。

最低賃金額をいくら引き上げると何名の労働者が影響を受けるかを示した表になります。例えば、22 ページの表の項番 25 で、最賃額を 25 円引き上げて 1,040 円とすると、12.37%、461 名の労働者に影響が出てくることとなります。なお、表の未満率は 0.5% ですが、12 ページを参照していただくと、下段の括弧 () の累積構成比が 0.5%の最賃未満の労働者は 18 名となっております。

次に 25 ページ以降の資料 5 と資料 6 は、日銀松山支店と愛媛労働局が定期的に公表している最新の統計資料となっております。

25 ページの資料 5 は、企業短期経済観測調査結果の概要、2024 年 9 月分となっております。

26 ページには、「業況判断」が記載されております。これは「良い」から「悪い」を減じた値が「%ポイント」で示されており、マイナスは黒三角 で表示されています。

愛媛県の業種別状況をまとめた表を見ていただくと、前回調査対象の 2024 年 6 月調査の「最近」と比べて、2024 年 9 月調査の「最近」と比較しますと、製造業で 4 ポイント改善ですが、同じ製造業の中の輸送用機械では 0 ポイントで、改善も悪化もなしとなっています。

2024 年 9 月調査の先行きは、製造業では 8 ポイント悪化ですが、輸送用機械では 8 ポイント改善となっています。

33 ページの資料 6 は、令和 6 年 10 月 1 日に愛媛労働局が発表した管内の雇用失業情勢（令和 6 年 8 月分）として、ハローワークにおける求人倍率等の指標になります。最新の数値である令和 6 年 8 月の有効求人倍率は、1.34 倍と前月より 0.01 ポイント上昇しており、全国の 1.23 倍を上回っています。

35 ページの「雇用失業情勢判断」を見ていただくと、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きにやや弱さがみられ、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるとされています。

資料の説明は、以上でございます。

井上部会長

ただ今の説明について、何か御質問等があればお願いいたします。

（質問等なし）

井上部会長

それでは、続いて議事項番 3 「金額審議」に入ります。

（以降具体的な金額審議）

労働者側（1 回目）

最低賃金はセーフティネットとして位置づけられており、特定最低賃金は軽易業務等を適用除外した基幹的労働者の最低賃金であるが、現在の愛媛県造船特定最低賃金では、年間 1,900 時間働いてもワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円を下回っており不十分であるため、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上を図ることは到底望めない状況であるので、造船特定最低賃金の引上げにより可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらには消費拡大へつなげ経済の好循環を実現させ、非正規雇用労働者の処遇改善を図る必要がある。

資源・エネルギー価格の高騰などで厳しい企業もあるが、今後、生産年齢人口が減少していく中で、造船業の発展のためには優秀な人材の確保は必須であり、魅力を高めるためには、適正な造船特定最低賃金の設定が不可欠である。

価格転嫁などの取引適正化への取り組みは政府等で積極的に推進され、環境整備が整ってきている。造船の特定最低賃金は事業の公正競争を確保し、中長期的に雇用の安定と産業の発展に大きく寄与するものである。

造船業で働く労働者の賃金水準が地域別最低賃金や他産業と比べ魅力的でなければ、軽作業で作業環境が良く専門性が不要でない産業に人材が流出してしまい、今後急激に衰退し、存亡の危機に直面するであろう。

造船業はわが国の基幹産業として、人材確保の観点から、企業内最低賃金協定の水準を意識した「あるべき水準」を目指し、地域別最低賃金の引上げ幅も踏まえ、特定最低賃金の優位性を確保する必要がある。

造船業の現場は重大災害が発生するリスクが高く、作業環境も厳しく、高度な専門性や熟練度を必要とするため、他産業の特定最低賃金と比較しても魅力的な賃金水準を示す必要性がある。

愛媛県造船特定最低賃金は1時間1,015円であり、近隣県で最下位であるため、金額差を改善し、近隣県への人材の流出を防ぐ必要がある。また、優秀な人材を確保し、技術・技能の伝承を行うことが必要である。

造船業における特定最低賃金の影響率は依然として低位な状況にあるが、影響率の上昇が見られなければ、特定最低賃金近傍で働く者の労働条件の底上げにはつなげていけない。

造船業は社外工の協力により成立している。特定最低賃金を引き上げることにより魅力を高め、特定最低賃金近傍で働く未組織労働者がモチベーションを持って働くことにつながる。また、多くの外国人労働者に支えられており、円安の影響も考慮すると、労働力を確保するためには外国人労働者に選んでもらえる労働条件でなければならない。

2024年度の春闘の連合愛媛集計賃上げ額は、全体で99.5円、地場で83.2円であった。

以上の主張を踏まえ、2024年春闘の地場の引上げ額83円に、香川との差を縮めるために17円をプラスし、現行金額から100円引き上げた1,115円（引上げ率9.85%）を提示した。

使用者側（1回目）

造船業は愛媛（今治）の基幹産業であり、今後も継続・発展していくために労使双方が短期的な見方で一喜一憂することなく、しっかり将来を見据えた中味のある審議をしていく必要がある。

造船業の事業環境は、平成21年以降3年連続で新造発注の回復トレンドが継続しているが、資機材価格の高騰・高止まり、人材不足による操業回復の難航や人件費等のコストの増加、新燃料対応をはじめとした環境対応のコスト増加、為替・金利の変動などマイナス要因も数多くある。

外航船の建造は1960年代に世界の4割強を占めていたが、2023年には中国が49%、韓国が29%、日本が16%となっており、日本全体として船舶の建造能力が低下し、中

国・韓国との差が拡大傾向にある。円安による業績改善も見られる一方、鋼材価格の高止まりや物価上昇もあり、中国との船価差は引き続き存在している。

ドル建て主体の外航船を手掛ける造船所にとって円安はプラス要素であるが、数年先の為替相場は不透明でリスクを含んでいる。

内航船の建造は大型化が進んでおり、年間建造数はここ数年横ばいとなっている。鋼材等の資材価格の高騰による船価上昇に対して用船料の上昇が追いついていないため代替建造が進まず、本格的な回復には至っていない。

中小造船業界は鋼材・資機材価格の高騰に加え、人件費や諸物価の高騰などで大変苦勞しており、経営基盤は強いとは言えない。内航船や近海船、小型船を主力とする造船所は円建て契約であるため円安の恩恵はない。円安で原材料やエネルギー輸入コストが上昇し、コストアップにつながっている。

一般社団法人日本中小型造船工業会の中型造船業経営分析結果によると、2023年度は前年より改善しているが、赤字の会社も認められる。

以上の主張を踏まえ、今回は影響率を重視するとして、昨年の影響率と同程度の影響率となる引上げ額として、現行金額から15円引き上げた1,030円（引上げ率1.48%）を提示した。

（部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す）

労働者側（2回目）

使用者側の提示を受けて、結審に向けた歩み寄りを行うとして、現行金額から90円引き上げた1,105円（引上げ率8.87%）を提示した。

使用者側（2回目）

労働者側の2回目の提示を受けて、結審に向けた歩み寄りを行うとして、賃金改定状況調査第4表 Bランク一般パート計2.6%を基に、現行金額から26円引き上げた1,041円（引上げ率2.56%）を提示した。

（双方からこれ以上の金額提示はなく、全体会議を再開することに一同同意）

井上部会長

それでは全体会議に戻ります。

本日は、具体的に金額提示をいただきながら審議を行いました。労使の意見の一致に至りませんでした。

各側の隔たりが大きいので、今回の結果をお持ち帰りいただいて、次回に臨んでいただきたいと思っております。

また、次回は、全会一致による結論が得られますよう、御協力をお願いいたします。

続いて議事項番4「その他」に入ります。
事務局から次回の日程等のお知らせがあります。

賃金室長

次回第3回専門部会は、10月21日(月)午前10時00分からとなっております。会場は、松山若草合同庁舎6階労働局第一会議室となりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

井上部会長

ほかになければ、以上をもちまして第2回専門部会を終了いたします。
皆様、お疲れ様でした。